

# 学校感染症による出席停止について（改訂版）

令和5年5月12日

和歌山県立和歌山工業高等学校

## 医療機関において下記の学校感染症と診断された場合は出席停止となります

学校感染症と診断された場合は学校に報告し、主治医の許可が出るまで家庭で安静にして下さい。学校保健安全法施行規則において「出席停止」となり欠席扱いにはなりません。

出席停止の後、登校する際「学校感染症証明書（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く）」、インフルエンザ罹患の場合は「インフルエンザ罹患申出書」、新型コロナウイルス感染症関連による場合は「新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止届」が必要です。学校感染症証明書（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く）は主治医に記入していただき担任に提出して下さい。インフルエンザ罹患申出書は保護者が記入し必要書類（診療報酬領収書及び処方薬剤説明書のコピー）を添付し担任に提出して下さい。新型コロナウイルス感染症に係る出席停止届は保護者が記入し担任に提出してください。「学校感染症証明書（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く）」「インフルエンザ罹患申出書」「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止届」は学校ホームページ（在校生のみなさんへ）からダウンロードできます。

記

## 第2種 学校感染症

（学校保健安全法施行規則19条の2に第2種学校感染症について、出席停止の期間の基準はあるが、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない）

感染症の種類	出席停止の期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ・症状が軽快…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること ・発症した後5日や症状が軽快した後1日を経過…発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対しマスクの着用を推奨とする

## 第3種 学校感染症（病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでとする）

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎については指定されていません）

## 第1種 学校感染症（治癒するまで）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ